

仕 様 書

物品番号		仕様書番号	第9号
治療用空気供給ユニット 部品交換	作成年月日	令和4年9月21日	
	作成部隊等名	奄美警備隊後方支援隊衛生班	
	作成者	2曹 齋藤 恵太	

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地医務室における治療用空気供給ユニットの部品交換において規定する。

2 場 所

陸上自衛隊奄美駐屯地 医務室（鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番49）

3 履行期間

契約締結日～令和4年11月30日

4 交換部品の種類

交換部品名	数 量	備 考
ウォーターセパレータ用エレメント	1個	
ミストセパレータ用エレメント	1個	
マイクロセパレータ用エレメント	1個	
活性炭フィルターエレメント	1個	
露点チェッカーセット	1個	
メンブレンドライヤー膜モジュール	1個	
メンブレンドライヤー用Oリングセット	1式	

5 作業の種類

治療用空気供給ユニットの部品交換

6 本役務の細部内容

(1) 作業に関する指示

ア 器材を移動する際、施設及び他器材への損傷を防止するための処置を講ずるものとする。

イ 器材部品の交換

現場の検査官が示す場所で交換作業

ウ その他

(ア) 本役務において生じたゴミ等の除去を行うものとする。

(イ) 作業終了後、機能確認等最終調整を行うものとする。

(ウ) 細部については、その都度現場の監督官と調整するものとする。

(2) 契約相手方の経費負担

本役務において発生する人件費及び必要資材等の費用はすべて契約相手方の負担とする。

7 検査等

作業終了後、検査官の検査を受けるものとする。

8 その他

- (1) 契約した業者は、作業内容等細部について必ず事前に奄美警備隊医務室及び現場監督官と打ち合わせを行うものとする。
- (2) 器材部品交換等の際は、安全管理に十分配慮するものとする。
- (3) 本業務に関連し、本器材、他器材又は他の部分に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において原型に復旧するものとする。
- (4) 本作業における危害等一切の責任は、契約相手方が負うものとする。
- (5) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側代表者と協議するものとする。